

韓国農業協同組合法についての覚書*

—第1次組織における制度設計を中心にして—

小樽商科大学

多木 誠一郎**

はじめに

韓国農業協同組合法は、少なくとも伝統的にはわが法の「娘法」という位置付けが許されうるほど、わが法と類似していた¹。しかし1997年のいわゆる IMF 金融危機を契機に、韓国農業協同組合法は廃止制定の形で新たに生まれ変わった（「一」1(2)参照）。一体隣国の農業協同組合法の「今」はどのようなになっているのであろうか。わが法の娘法とはもはや位置付け得ないほど、独自の進展をしているのであろうか。わが法を比較の視座に置いたとき、韓国農業協同組合法に特徴的な制度設計にはどのようなものがあるのだろうか。このような素朴な疑問に答えるべく、まずは隣国の農業協同組合法をあるがままに理解しようと筆者は同法の研究に着手した。

研究に着手後しばらくして、隣国においてもわが国と類似の問題を抱えているのではないかと考えるようになった。わが実際界では近時、農協系統及びその制度基盤である農業協同組合法について批判的な意見が数多く出されているのは周知の通りである。韓国に目を向けても、農協系統・農業協同組合法に対して最近厳しい批判がなされている。例えば2009年同法改正に際して国会農林水産食品委員会に提出された検討報告²では、次のように示されている。「〔農協は、〕本来の任務である農産物の販売・加工・輸出等経済事業を疎かにしたまま、信用事業のみに重点を置き、組織運営において第一線の農業者【농업인】の意思は無視され、少数の役職員のみのための組織に転落した等の不満と指摘を継続して受けていることは事実である」。このような認識に

*本稿の一部は、科学研究費補助金(基盤研究(C)研究代表者 21530070)による成果の一部である。

**連絡先 多木 誠一郎 (Taki, Seiichiro)

北海道小樽市緑3丁目5番21号 小樽商科大学商学部企業法学科

電話/FAX 0134-27-5374 電子メール taki@res.otaru-uc.ac.jp

- 1 山岡英也『韓国農協制度の民主的改革 付・改正韓国農業協同組合法(全文)』(農林中金研究センター、平成2年)参照。もっとも同氏は、類似しているのは言語学的親近性によるものとして、娘法と位置付けることに対しては消極的である。
- 2 농림수산물위원회 수석전문위원, 「농업협동조합법 일부개정법률안 검토보고」(2009. 2.24 제281회국회 제5차 농림수산물위원회 전체회의 상정), 11-12쪽.

立った上で、「現在農協が有している構造的・制度的問題点を解消し、単位組合【일선 조합】の競争力を強化し、組合員が生産した農産物の販売事業を組合の中心にするために」同法を改正する必要性があるという。一言でいうと、農業者のための真の協同組合に立ち返れということであろう。このような認識・批判は、わが農協系統・農業協同組合法に対して近時なされている批判と軌を一にしているともいえる。韓国ではこのような批判に応じて、どのような議論がなされ、法改正をはじめとして、どのような対応がなされているのであろうか。この点に関する考察を通じ、わが法のあり方を考えていく上で有益な示唆を得ることも可能であろう。

このような問題意識を持ちながら私は、平成21年9月から平成23年8月までの約2年間、韓国大田広域市にある国立忠南大学法科大学院（ロースクール）及び同大学経商学部にて在外研究を行う機会を得た。この間及びその直前には折しも平成21年（2009年）6月・平成23年（2011年）3月の2度にわたり韓国農業協同組合法の大改正が行われた。本稿³では、直近の改正である2011年法改正を経た韓国農業協同組合法の「今」について紹介しつつ、ささやかな考察をする。具体的には、第2次組織である農業協同組合中央会については別稿（注(3)拙稿②）で取り上げたため、本稿では主として第1次組織（単位組合）を取り上げ、わが法を比較の視座に置いたとき特徴的であると思われる制度設計に焦点を絞る（「二」）。考察の前提として、韓国の農業協同組合法・農協系統について最初に一瞥しておこう（「一」）。

一 韓国の農業協同組合法及び農協系統について

1. 農業協同組合法

（1）構成

農業協同組合法は——枝番号を数えずに形式的にみると——本則177条・附則から成る法律である。「第1章 総則（第1条—第12条）」・「第2章 地域農業協同組

3 本稿は、在外研究期間中の成果（下記4稿）の一つである下記①稿に、他の3稿における考察結果を加筆する形でまとめたものである。①拙稿「韓国農業協同組合法について」全国農業協同組合中央会編『大韓民国農業協同組合法（第1章～第2章）（国際協力関係資料第1号）』（同会、平成22年）、②拙稿「2011年韓国農業協同組合法改正について——農業協同組合中央会の改革を中心にして——」増田佳昭編『大転換期の総合J A——多様性の時代における制度的課題と戦略——』（家の光協会、平成23年）220頁、③拙稿「韓国農業協同組合法における準組合員・員外取引について——制度設計とわが法への示唆——」協同組合研究第30巻第2号71頁（平成23年）、④拙稿「韓国農業協同組合法と協同組合原則第3原則」共済と保険第54巻第1号20頁（平成24年）。

合（第13条―第102条）」・「第3章 地域畜産業協同組合（第103条―第107条）」・「第4章 品目別・業種別協同組合（第108条―第112条）」・「第4章の2 組合共同事業法人（第112条の2―第112条の10）」・「第5章 農業協同組合中央会（第113条―第161条）」・「第6章 監督（第162条―第169条）」・「第7章 罰則（第170条―第177条）」・「附則」から構成されている。

条文数で見ると圧倒的に多いのは、地域農業協同組合（本稿では、法文における略称にしたがい（13条）、「地域農協」と略称することもある。）に関する第2章である。次いで多いのが、農業協同組合中央会（本稿では、法文における略称にしたがい（2条4号）、「中央会」と略称することもある。）に関する第5章である。それ以外の団体に関する規定は、それぞれ僅か数条しかない。これは、地域農協に関する規定を大幅に準用し、同規定を準用することが適切でない場合に限り直接規定する形をとっているからである。

（2）沿革

農業協同組合法が公布されたのは、1957年3月1日である（法律第436号）。1961年7月29日には、同法及び農業銀行法を廃止する形で、新たな農業協同組合法が公布された（法律第670号）。1999年9月7日には、農業関連の既存協同組合3法、すなわち上記農業協同組合法・畜産業協同組合法・人参協同組合法を廃止する形で（廃止制定）、実質的には上記3法を統合した新たな農業協同組合法が公布された（法律第6,018号）。これにより、上記各3法に基づき設立された農業協同組合中央会・畜産業協同組合中央会・人参協同組合中央会は、農業協同組合中央会に強制的に統合されたが、上記各3法に基づき設立された単位組合については強制的な統合はなされずに現在に至っている（「2」参照）。

その後今日に至るまでの改正のうち農業協同組合法改正法による改正は、2002年1月14日改正（法律第6,599号）・2004年12月31日改正（法律第7,273号）・2005年7月21日改正（法律第7,605号）・2007年7月13日改正（法律第8,502号）・2007年12月21日改正（法律第8,750号）・2009年6月9日改正（法律第9,761号）・2011年3月31日改正（法律第10,522号）である。直近の法改正（本稿では、同改正について「2011年法改正」・「2011年改正法」という語を用いることもある。）は2012年3月2日施行予定であり、本稿執筆時点では未施行である。

2. 農協系統

韓国ではわが国と異なり、「縦」の組織はほぼ完全な組織2段階である。歴史的にみると、かつてはわが農協系統と同様3段階であった。しかし1981年1月1日に施行された農業協同組合法（1980年12月31日改正（法律第3,300号による。））によって、組織2段階の基礎ができあがった。同改正によって、3段階の間である第2段階に存在した郡農業協同組合の法人格を消滅させ、中央会の支部としたのである。現行法では、第1段階が組合、第2段階が中央会である。「ほぼ」と曖昧な記述をしたのは、組合のうち品目別・業種別協同組合（本稿では、法文における略称にしたがい（2条3号）、「品目組合」と略称することもある。）についてのみではあるが、第2次組織である品目組合連合会の設立が認められており（138条）、同連合会には中央会の会員資格が与えられているからである（115条1項）⁴。すなわち品目組合については、品目組合・品目組合連合会・中央会という組織3段階である。

「横」の組織に話を移そう。まず縦の第1段階（第1次組織）には、組合がある。組合は、地域組合と品目組合に区分される（2条1号・3号）。更に地域組合は、地域農協と地域畜産業協同組合（本稿では、法文における略称にしたがい（103条）、「地域畜協」と略称することもある。）に区分される（2条2号）。地域組合は、信用事業・経済事業をはじめとする諸事業を幅広く兼営できる（57条）。わが国のいわゆる総合農協と同じである。これに対して品目組合は原則として信用事業を兼営できない（111条参照）⁵。わが国では一般に（實際上）、第1次組織を総合農協と専門農協に区分する。韓国における地域組合と品目組合の区分は、わが国におけるこのような実際上の区分と異なり、農業協同組合法上の区分である。どのような種類の組合であるのかによって、同法の適用条文も異なるのである。本稿では、記述が徒に複雑になるのを避けるため、単に「組合」と表記する等特に断っていない場合でも、法的考察をするに際し以下の理由により最も重要な第1次組織であると考え、地域農協を念頭に置いて記述する。①形式的にみると、地域農協に関してのみ直接規定がなされ、他の第1次組織については地域農協に関する規定が大幅に準用されており（1(1)参照）、②実質的にみても、下記の通り地域農協が第1次組織の中で経済的に最も大きな地位を占めているからである。

4 複数の組合が共同で設立する組合共同事業法人についても定めがある（112条の2）。しかし同法人は中央会の会員資格はなく準会員資格が与えられているに過ぎず、これをもって純粋な3段階とは位置付けにくいであろう。

5 もっとも農林水産食品部長官が定める基準に該当する品目組合は、一定の範囲において信用事業を兼営できるとする特例が設けられている（2011年改正法附則19条）。

2009年末における組合の概況をみてみよう⁶。組合の数は1,181組合であり、そのうち地域農協が981組合、地域畜協が118組合、品目組合が82組合である。総資産の合計額をみると、①地域農協が193兆6,715億ウォン、②地域畜協に、品目組合のうちの畜産系品目組合を合わせて37兆2,745億ウォン、③畜産系品目組合以外の品目組合（人参系品目組合＋農業系品目組合）が8兆5,203億ウォンである。経済事業実績でみると、上記①が23兆6261億ウォン、上記②が11兆5,378億ウォン、上記③が2兆8,511億ウォンである。信用事業実績（預金残高）でみると、上記①が137兆6,701億ウォン、上記②が25兆4,232億ウォン、上記③が5兆1,530億ウォンである。

次いで「縦」の第2段階（第2次組織）である全国段階には、中央会しか存在しない。わが国的理解地平に引きなおして記述すると、わが全国農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会・全国共済農業協同組合連合会・農林中央金庫をはじめとする全国段階の諸団体が行っている事業すべてを、中央会が行っている。もっとも2011年改正法が施行されると、中央会は事業・組織両面において大きく変化することになる（注(3)拙稿②参照）。

二 韓国農業協同組合法に特徴的な制度設計

1. 協同組合原則との関係

国際協同組合同盟【ICA】が1995年に改訂した協同組合原則【The ICA Statement on the Co-operative Identity: Principles】と韓国農業協同組合法との関係をみてみよう。同法では、自発的で開かれた組合員制について謳っている同原則第1原則に対応して、組合員の加入・脱退の自由が定められている（28条1項・3項・29条1項）。組合員による民主的管理について謳っている第2原則に対応して、組合員の議決権の頭割り配分について定めている（26条）。以上2つの原則についてはわが法と同様である（日農協16条1項・20条・21条）。

以上と異なり、わが法では明文化されていないあるいはその具現化がなされていない協同組合原則が、韓国農業協同組合法・自治規定では明文化されていたり、具現化がなされている。すなわち組合員による経済的参加について謳っている第3原則に対応して、——定款例を前提にすると——清算残余財産の一部は不分割資本（不

6 本稿に記した農協の概況に関する2009年末における統計数字は、황인국(편), 「농협연감 (2010년판)」(농업협동조합중앙회, 2010), 83-98쪽による。本図書・後掲注(7)図書は、金應圭氏（韓国農業協同組合中央会東京事務所次長（当時））を通じて、同中央会から戴いた。ここに記して御礼申し上げる。

分割積立金)と特徴付けうる(詳しくは注(3)拙稿④参照)。自治・自立について謳っている第4原則に対応して、国家・公共団体が組合等(意味するところは、「2」参照)・中央会の自立性を侵害することを禁止する旨の定めがある(9条)。教育・研修・広報について謳っている第5原則に対応して、①組合員教育の遂行義務、及び②組合員に対する技術教育・経営相談を行う義務を組合に課している(60条)。協同組合間の協同を謳っている第6原則に対応して、組合等・中央会が農業協同組合法上の協同組合のみならず、国内外の協同組合と相互協力等するように努めなければならない旨を定めているのである(10条)。地域社会への関与について謳っている第7原則については、わが法と同様韓国農業協同組合法でも明文化されていない。しかし都市との交流促進事業(57条1項1号ラ目)、準組合員制度(20条。「3」参照)及び員外取引(58条。「4」参照)を地域社会への関与と明確に関連付けようとする考え方もある⁷。

このように韓国農業協同組合法及びその解釈においては、わが国と比べて協同組合原則をできるかぎり尊重しようという考え方を看取しうる。

2. 公職選挙への関与禁止

組合等(組合・組合共同事業法人・品目組合連合会)・中央会は、公職選挙において①特定政党を支持し、又は②特定の者を当選させ若しくは当選させないようにする行為をすることが禁止されている(7条)。1994年12月22日法改正(法律第4,819号)前までは、「組合及び中央会は、政治に関与する一切の行為をすることができない。」と規定されていた。このような沿革を斟酌したうえで文言を素直に解釈すると、公職選挙に関与しない政治活動をすることは可能である。少なくとも例えば組合員・会員の権益増進のための活動や立法推進活動等は可能であろう⁸。

わが国でも組合・中央会と政治との関係について規律する法律案が近時国会に提出されたが⁹、韓国では原始農業協同組合から組合等・中央会と政治との関係が明定されている。同法律案は廃案になったが、今後わが国で組合・中央会と政治との関係について再検討がなされる際には、韓国における規整から示唆を得ることもできよう。

7 정태호 (편), 「농협법」(농업협동조합중앙회, 2010), 41·106쪽.

8 정태호 (편), 前掲注(7), 332쪽.

9 2008年11月25日、当時野党であった民主党が、「農業協同組合法等の一部を改正する法律案」を提出した。そこでは組合について、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」旨が盛り込まれている(日農協8条2項の新設提案)。農事組合法人(日農協72条の3第2項の新設提案)、中央会(日農協73条の5第2項の新設提案)についても同様の規定が盛り込まれている。

3. 準組合員

本来的な組合構成員である農業者組合員とは別に、政策的に認められた準組合員が存在する（20条）。これにより農業者でなくとも、準組合員として組合に参加することができる。本来的な構成員とともに政策的に構成員（ないし構成員類似の者）¹⁰として認められる者が存在する点は、わが法と同じである（日農協12条・16条・20条）。しかし彼我には大きな差異がある。わが国では組合員という概念に、いわゆる正組合員と準組合員が包摂されているのに対し、韓国では準組合員概念は、組合員という概念に包摂されていない。準組合員は組合員ではないのである。

韓国農業協同組合法は、準組合員について僅かに規定しているのみである。地域農協について定める第2章中、「準組合員」という文言が用いられているのは、第20条・第68条第3項第3号の僅か2条に過ぎない。そのため準組合員と組合との関係の多くは、定款によって規整される。準組合員資格は、組合の区域に住所又は居所を置く者で、その組合の事業を利用することが適当であると認められるものであり、具体的には定款の定めによる（20条1項）。組合は準組合員に対して、定款の定めにより、加入金・経費を負担させることができる（同条2項）。組合員と異なり出資は要求されていないが、組合財務への協力として出資に代わる加入金を要求されうるのである。条文を素直に解釈すると加入金を準組合員に負担させるのか否かは定款自治に委ねられているが、農林水産食品部告示（告示第2009-394号）である地域農業協同組合定款例（本稿では、「定款例」と略称することもある。）によると、準組合員の加入金負担が義務付けられている（定款例16条1項3号）。わが準組合員が、出資引受け・経費の負担といった経済的負担について（日農協13条2項・17条）、正組合員と全く同じであるのと対照的である。

わが法における準組合員制度のあり方について考えるに際し、韓国農業協同組合法における制度設計からどのような示唆を得ることができるのであろうか（詳しくは注(3)拙稿③参照）。ここではわが組合の現状に鑑みた実際的な批判に対し、どのように応えていけばよいのかという点について考えてみよう。わが組合に対しては、準組合員の拡大策を通じて組合は、本来最も大きな役割として期待されている農業者対象の経済事業を疎かにし、収益性の高い信用・共済事業に注力しているという批判がなされて久しい。韓国でも信用事業重視、裏返していうと経済事業軽視が批判されている

10 組合の構成員ではないと明確に記述するものもある（이승언, 「농협법」(법문사, 2006), 64쪽).

が、それに絡めて準組合員制度そのものに対する強い批判はなされていないようである¹¹。準組合員制度に積極的な意義が付与されているからであろうか。わが準組合員制度の趣旨は、農業協同組合法が制定された戦後の農村の状況という歴史的事情に求められている。そうすると戦後60年以上を経過した現在では、農村の状況は同法制定当時とは一変しており、準組合員制度を存続させる意義もなくなったゆえ、廃止すべきであるという批判が出されるのも¹²無理からぬところがある。これに対して韓国では①組合の事業基盤を安定的に確保するという点のみならず、②〔地域社会で組合が有している大きな〕経済的機能によって、地域社会の発展に寄与するという積極的な意義付けを準組合員制度に与えることにより、協同組合原則第7原則に謳われている地域社会への関与と明確に関連付けようとする考え方もある¹³。わが国で地方（地域）の崩壊が叫ばれる今日、地域社会の再生は国政上喫緊の課題でもある。わが準組合員制度についても、韓国におけるようにより明確な意義付けをした上で、積極的に再構成することも考慮に値するのではなかろうか。

4. 員外取引

組合員＝利用者という一致（同一性）の原則【**Identitätsprinzip**】は、伝統的な協同組合理論によると、協同組合の理念型を形成している。一致の原則を貫徹するのであれば、協同組合は員外者（非組合員）と取引をすること（員外取引）はできない。員外者の側からみると、員外者は協同組合事業を利用できない。員外取引の相手方は、「利用者であるが、組合員ではない」という意味で、同原則と相容れないからである。しかし韓国農業協同組合法では、同原則は厳格には維持されておらず、員外取引が許容されているのは（58条）、わが法と同じである（日農協10条17項）。理念型に忠実であることよりも、必要性に妥協した立法となっている。

11 わが総合農協全体でみると、平成21年（2009年）3月末正組合員数は約483万人、準組合員は約467万人であり（農林水産省経営局協同組織課編『総合農協統計表 平成20事業年度』（平成22年、農林統計協会）13-14頁）、本来の構成員である正組合員が圧倒的に過半数を占めている。これに対して韓国では本来の構成員の数よりも政策的に認められた構成員の数が遙かに多い。2009年末でみると地域農協では組合員数が約209万人であるのに対し、準組合員数が約1,141万人に上っており、実に韓国国民の5人に1人以上が地域農協の準組合員であるということになる。韓国では、信用事業に属する取引をする場合に員外者としてよりも準組合員として取引をする方が経済的なメリットを享受できるため、信用事業のみを利用する場合でも準組合員になるという。

12 内閣府行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会農林地域活性化WG「（資料3-1）検討項目一覧<農林>（平成22年12月21日付け）」2頁。

13 정태호 (편), 前掲注(7), 41・106쪽.

員外取引が許容される範囲を、二つの観点から吟味してみよう。第一に、人的範囲についてである¹⁴。韓国農業協同組合法上、員外取引の規制対象である員外者すなわち「組合員でない者」とは、組合員・準組合員・「みなし組合員【간주조합원】」、この3者のいずれにも該当しない者であると消極的に定義されている¹⁵。みなし組合員とは、組合員・準組合員ではないが、員外取引規制の適用に際しては組合員とみなされる者であり、次の2種類が法定されている（58条2項）。

一つは、組合員と同一の世帯に属する者である。組合員の家族も組合の事業を利用できるようにすることによって、組合員側の便宜を図ろうとするとともに、組合の事業量を確保しようとする組合側の事情も考慮されている。わが法において組合員と同一の世帯に属する者が、特定の事業における取引に際してのみ組合員とみなされるのと比べ（日農協22条）、みなし規定が一般的・包括的である。その結果わが法では一般的に員外取引として扱われる組合員の家族との取引が、広範囲に組合員取引として扱われる。

他の一つは、他の組合又は他の組合の組合員である。わが法では販売事業において、一定の基準に適合する場合にのみ他の組合の組合員との取引が、員外取引の分量規制に服さない旨定められているに過ぎないのと比べ（日農協10条21項）、他の組合又は他の組合の組合員との取引が、①組合員との取引とみなされる点、②みなされる範囲が一般的・包括的である点で異なる。とりわけ品目組合の組合員が地域農協の信用事業を利用しようとする場合には、地域農協は最大の便宜を提供しなければならない（58条3項）。品目組合には信用事業が原則として認められていないため（111条。なお注（5）参照）、品目組合の組合員の資金需要を地域農協が充たすことが期待されているのである。

第二に、員外取引が許容される分量についてである。「組合員が利用するのに支障がない範囲」¹⁶という抽象的・一般的な制限しか置かれていない。すなわち組合は、同範囲内であれば、具体的な分量制限なしに員外取引をすることが許されてい

14 正確にいうと、形式的には員外取引が許容される範囲の問題ではなく、員外取引として扱われる範囲の問題である。しかし A 国法で員外取引として扱われる取引が、B 国法では員外取引ではなく、組合員取引として扱われるとすると、両国法を比較するに際しては、実質的には B 国法では員外取引が許容される範囲が広範であることと同じである。

15 정태호 (暉), 前掲注(7), 255等.

16 法文上単に「組合員」とあるが、ここでいう組合員には準組合員も含むと解すべきであろう。準組合員は事業利用権を有しているので（20条3項）、事業利用権を有する範囲では組合は、組合員に対するのと同様準組合員の利用に支障がないようにすべきであると考えられるからである。

る(58条1項)。組合員が利用するのに支障がない範囲という制限が置かれているのは、組合員による事業利用を通じた組合員助成を目的とする組合にとっては、明文の規定を待つまでもなく当然のことである。組合員が利用するのに支障を来すような員外取引は違法であり、このような員外取引をしないことは、理事の善管注意義務を構成すると解する(55条→商382条2項→民681条)。

ただし韓国農業協同組合法に掲げられている特定の事業(無制限利用事業)以外の事業については、定款の定めにより員外取引を制限できる(58条1項但書き)。制限の態様としては、人的範囲や利用可能な期間についても可能であると考えが、定款例では事業分量の制限のみが置かれている(定款例141条2項)。具体的な事業及びその事業分量を予め制限することにより、「組合員が利用するのに支障がない」ようにしようという趣旨であろう¹⁷。しかし同制限内に収まる員外取引であるからといって、当然に組合員の利用に支障がないとはいえないであろう。例えば組合設備利用型の事業において、ある一時期に利用が殺到する場合、事業分量制限内であるからといって員外者とも取引をした結果、その分組合員が利用できなくなったという事例である。このような事例では、たとえ定款の定める事業分量制限内であるとしても、抽象的制限である「組合員が利用するのに支障がない範囲」を超えていると解されよう。

以上の通り韓国農業協同組合法によると、①原則として——組合員が利用するのに支障がない範囲という制限はあるものの——具体的な分量制限なしに員外取引をすることが許され、②例外的に定款の定めにより、法定の無制限利用事業以外の事業については、分量制限を置くことができる。しかし実際界の状況は異なっている。定款例によると、同法第58条第1項の本文と但書きの関係が逆転している。すなわち本文(原則)として、1会計年度において員外者の事業利用分量は、各事業別に当該会計年度の事業分量の2分の1を超過できないと定められている(定款例141条2項本文)。その上で但書き(例外)として、法定の無制限利用事業に加え、いくつかの事業については上記2分の1という分量制限に関係なく員外取引を行える旨が定められている(同項但書き)。

わが法における員外取引のあり方について考えるに際し、韓国農業協同組合法における制度設計からどのような示唆を得ることができるのであろうか(詳しくは注(3)拙稿③参照)。ここでは員外取引が許容される分量について考えてみよう。原則として当該事業年度における組合員による事業利用分量の額の5分の1という員外

17 홍행남, 「농업협동조합법」(농민신문사, 2005), 657쪽 참조.

取引の分量制限を置くわが法と比べ（日農協10条17項）、韓国農業協同組合法では分量規制が格段に緩やかである。一致の原則に即して述べると、わが法に比して同原則はかなり緩和されている。員外取引に関して近時批判がなされているわが事業が、韓国ではどのように規制されているのかを吟味すると、この点をより実感をもって理解できるであろう。信用事業に属する受信業務（預貯金）・与信業務（貸出）は、法定の無制限利用事業には掲げられておらず（58条1項但書き）、定款の定めによって分量制限を設けることができる。実際には当該会計年度の事業量の2分の1という制限に服している（定款例141条2項本文）。葬祭事業は、法定の無制限利用事業に掲げられており、員外取引制限を設けることは法的に許されていない。2011年法改正前組合が行うことができる事業として列挙されていた共済事業（同改正前57条1項4号）については、法的には受信・与信業務と同様に法定の無制限利用事業には掲げられていないが、同業務とは異なり定款では何らの制限も設けられていなかった。それゆえ組合員が利用するのに支障がない限り、何らの分量制限に服することなく事業を行えた。農業者のための真の協同組合に立ち返れという趣旨の批判がなされている韓国において（「はじめに」参照）、員外取引の分量規制がわが法と比べて格段に緩やかな状態に止まっているのは、わが法における分量規制の妥当性を判断する際に一つの参考になるであろう。

5. 事業利用義務・農協運営参加義務

組合員は、生産した農産物を組合を通じて出荷する等その事業を誠実に利用しなければならない（24条2項）。事業利用義務を強調することにより、自らが組合の主人公であるという意識を高めるとともに、事業の全利用を誘導しようとする点に立法趣旨が求められている¹⁸。

これは、わが農業協同組合法におけるのと異なっている。確かに協同組合の理想に鑑みれば、組合員による協同組合事業の利用は奨励されるべきともいえそうである。わが国では事業利用に関する権利義務については同法に明定されていない。組合員は、組合事業の利用を通じて直接の利益を受けるべく組合に加入しているので、組合事業を利用するのは本来的であるが、法的にはあくまでも権利であって義務ではないと解されている。もっとも長期間にわたって組合事業を利用しないことは、わが法でも除名事由である点に照らせば（日農協22条2項1号）、この限りでわが法でも事業利用義務を認めうる。

18 정태호 (편), 前掲注(7), 104쪽; 홍행남, 前掲注(17), 214쪽.

これに対して韓国農業協同組合法では、出資を引き受ける義務（21条1項）、回転出資を出資する義務（22条）、経費を分担する義務（25条1項）、過怠金を支払う義務（25条1項）、損失を分担する義務（32条）とともに（これらに加えて内部秩序維持義務（統制に服する義務）が解釈上認められている点についてはわが国と同じ）、事業利用義務が団体法上の義務として明定されている。事業利用義務違反については、同義務を1年以上履行しないとき、すなわち1年以上組合の事業を利用しないときは除名対象になる（30条1項1号）。

事業利用義務と同じ趣旨で、組合の運営に誠実に参加する義務が課せられている（24条2項）。これも、わが法には存在しない義務である。この参加義務によると、例えば総会への出席は、組合員の権利ではなく義務であるということになるのである。そうすると正当な理由なく総会に出席しなければ、参加義務違反が認定され、除名対象にもなりそうである（30条1項2号）。

6. ガバナンス

（1）機関構成

組合では、必要機関として総会・理事会・組合長・監事が置かれる（34条1項・43条1項・46条1項・6項）。以上に加え、資産等事業規模が一定規模以上等の組合では、常勤理事が置かれる（45条2項但書き）。

総会は、組合の最高意思決定機関であり、組合員から構成される（34条2項）。総会に代わる代議制機関として代議員会を置くことができる（42条1項）。代議員会は、わが総代会と同様任意機関であるが、わが総代会と異なり（日農協48条1項）、設置要件として最低組合員数は定められていない。

理事会は、業務執行に関する意思決定機関であり、組合長を含む理事から構成される（43条2項）。

組合長は、原則として代表機関・業務執行機関である（46条1項）。しかし複雑な規整がなされている役員の資格・勤務形態に対応して（(2)参照）、例外規定が置かれている。①組合長が常勤の場合であって、常勤理事を置くときは代表権は組合長が有するが、（対内的）業務執行権は組合長と常勤理事が業務ごとに分担する。②組合長が非常勤である場合には、代表権は組合長が有するが、（対内的）業務執行権は常勤理事が有する（46条2項本文）。ただしこの場合であっても、非常勤組

合長の設置が法定されている組合では、信用事業以外の事業¹⁹の全部又は一部について非常勤組合長は、(対内的)業務執行権を有する(同項但書き)。

監事は、組合の監査機関であり、財産・業務執行状況を監査する(46条6項)。業務監査に監事の権限が及ぶことに疑いはない。財産を監査しようとするすると自ずと会計も監査対象になると思われるが、専門的な会計監査については中央会に依頼することが予定されている(46条6項)。わが特定組合における中央会と監事との協力の枠組みよりも(日農協37条の2第2項・7項→日会社397条2項)、一層緊密な関係にあるといえる。

組合は任意機関として、定款の定めるところにより運営評価諮問会議を設置できる(44条1項)。組合の運営状況を評価する機関である(同条2項)。同会議の構成員は、組合員・外部専門家であり、総数は15名以内と法定されている(同条1項)。定款例によると、構成員15名のうち3名以上が外部専門家であることが予定されている。具体的には大学教授・弁護士・公認会計士・農業専門家のうち農協経営・農業に関する学識・経験が豊富な者である(定款例50条1項)。同会議による評価結果は、理事会・総会に報告されるとともに(44条2項・3項)、組合長は組合の運営に積極的に反映しなければならない(同条4項)。

(2) 役員

組合には、役員として組合長1名を含む7名以上25名以下の理事、2名の監事が置かれる(45条1項前段)。

組合長は、組合員でなければならない(45条4項)。理事の積極的資格としてわが法と同様(日農協30条11項本文)、組合長を含む理事の3分の2以上は組合員(本来的な構成員)でなければならない旨が定められている(45条1項後段)。加えて努力義務ではあるが、理事定数の5分の1以上を、地域ではなく品目を代表する組合員や女性組合員が占めるよう努めなければならない旨が法定されている(45条7項)。資産総額が1.5億ウォン以上の組合では、員外理事1名以上を置かななければならない(45条1項後段、令4条の3)。役員の消極的資格(欠格事由)についてわが法と比べ特徴的なものとして、払込済出資を継続保有していないこと(49条1項10号)、債務の延滞(同項11号)、組合事業の利用実績がないこと(同項12号)がある。

19 法律の文言(46条2項但書き)に素直にしたがえば、「信用事業・共済事業以外の事業」となるが、組合の行える事業として列挙されていた共済事業は2011年法改正により削除された(「二」4参照)。それゆえ同改正の際に第46条第2項但書きにおいても、共済事業については削除すべきであったが、削除しなかったようである。立法上の不備であろう。

組合長を含む理事のうち2名以内、監事のうち1名に限り常勤役員にすることが許される(45条2項本文)。常勤役員の上限について制限が設けられていないわが法とは対照的である。下記の通り韓国農業協同組合法では一律、常勤役員は有償であり、非常勤役員は無償であることを併せて考えると、上限が法定されているのは、組合予算の節減の意味もあるのだろうか。資産総額が2.5億ウォン以上の組合では、組合長を非常勤にすることが強制されている(45条3項、令4条の5)。①組合長が非常勤である組合、②資産総額が1.5億ウォン以上の組合では、員外理事のうち1名以上を常勤理事として置かなければならない(45条2項但書き、令4条の4)。

非常勤役員は名誉職であり(45条6項)、組合から役員報酬を受け取ることができない点もわが法と異なる。職務遂行に際して支出した費用の実費償還(35条1項10号)や手当を受け取ることが可能である²⁰。

組合の役員・代議員の選挙に関連して、どのような行為が許されるのか、あるいは反対にどのような行為が許されないのかが具体的に定められている(50条・50条の2)。役員選挙をする際には、選挙の公正な管理をするために、組合選挙管理委員会が組合に設置されるのが原則である(51条1項)。ただし組合長の選挙について、①組合員が総会又は総会外において投票によって直接選出する場合及び②代議員会が選出する場合には(45条4項1号・2号)、公職選挙を管轄する区・市・郡選挙管理委員会に選挙の管理を委託しなければならない(51条4項)。これは、私法人の機関担当者を選出するための選挙の管理を国家機関に委託するということであり、私的自治ないし協同組合原則第4原則の観点から疑問が生じうる。

(3) 外部監査

(i) 中央会監査

中央会は法定の事業の全部又は一部を行うことができ(134条1項柱書き)、行う事業を定款に記載しなければならない(120条1項1項9号)。行うことができる事業の一つとして「会員に対する監査」があり(134条1項1号サ目)、中央会定款に記載されている(農業協同組合中央会定款5条1項1号サ目)。

中央会による監査(中央会監査)を遂行するために、中央会の会長に直属する組合監査委員会が設置されている(143条1項)。同委員会は、会員の財産・業務執行状況について2年に1回以上会員を監査しなければならない(146条1項)。同委員会は、会員の健全な発展を図るため必要と認めるときは、会員の負担において監査

20 이승언, 前掲注(10), 104쪽.

法人に会計監査を要請することも可能である（同条2項）。

監査結果は、中央会の会長が被監査会員の組合長・監事に通知しなければならない、監査結果にしたがって当該会員に是正又は業務の停止、及び関連する役職員に対する措置（最も厳しい措置として、役員については改選、職員については懲戒免職）をとることを要求できる（146条3項）。このうち役職員に対する措置については、会員が必要な措置をとらない場合には、中央会の会長は最終的には農林水産食品部長官に対して必要な措置をとるように要請できる（146条5項）。わが中央会監査と比べると、法的拘束力を有する形で監査手続実施終了後の追跡【Prüfungsverfolgung】²¹を行える範囲が格段に広いといえよう。

(ii) 監査法人

資産総額が500億ウォン以上の組合は、監査法人【회계법인】等による会計監査を定期的に受けなければならない（65条の2第1項、令8条の2）。会計の透明化・公正性確保を通じて、組合の対内的・対外的信認度を高めるとともに、組合長による経営に対する中間評価のために²²、組合長の任期4年間の開始日から2年が経過した日が属する会計年度について、会計監査を受けることが義務付けられている（65条の2第1項）。

資産総額が500億ウォンに満たない組合については、組合長の任期中1回に限り、代議員の3分の1以上の請求があるときは、監査法人等による会計監査を受けなければならない（65条の2第2項）。「組合員」の請求ではなく「代議員」の請求によると明定されており、代議員会を設置していない組合ではこのような請求はなしえないのであろうか。

このように資産総額が500億ウォン以上の組合については、中央会監査のみならず会計士監査を受けることが義務付けられており、外部監査として中央会監査のみを強制監査と位置付けているわが法やドイツ協同組合法とは異なる。中央会監査があるにもかかわらず、その上に会計士監査を強制監査として法定したことに対して批判的な見解もある²³。折しもわが国では組合の外部監査のあり方について、政府

21 監査手続実施終了後の追跡については、拙著『協同組合における外部監査の研究』（全国協同出版、平成15年）124頁参照。

22 정태호 (편), 前掲注(7), 270쪽.

23 홍행남, 前掲注(17), 685쪽.

が再検討しようとしているときであり²⁴、その際には韓国の制度設計から示唆を得ることもできよう²⁵。

7. 剰余金配当

韓国農業協同組合法では、決算に際して剰余金【잉여금】(67条1項)があるときは、そこから法定積立金・(法定)繰越金・任意積立金として処分し、残額があれば優先出資への配当に続き(21条の2→147条4項)、任意繰越と同順位になされうるのが組合員・準組合員への配当である(68条2項)。配当に先立ち内部留保が優先されるのは、わが法におけるのと同じである(日農協52条1項)。ここでいう剰余金、すなわち剰余金処分の対象となる利益剰余金【이익잉여금】(わが法でいう当期未処分剰余金に相当するため、本稿では「当期未処分剰余金」ということもある。)とは、当期純損益【당기순손익】に前期繰越金【전기이월금】を加算・減算した金額である²⁶。この金額がプラスであれば剰余金処分の対象になり、マイナスであれば損失(金)処理の対象になる。例えば当期純損益(当期利益【당기이익】)がプラス3億ウォン、前期繰越金(前期繰越欠損(金)【전기이월결손금】)がマイナス2億ウォンであれば、1億ウォンが剰余金処分の対象である(利益)剰余金である。当期純損益(当期損失(金)【당기손실금】(68条1項)・当期純損失(金)【당기순손실】)がマイナス1億ウォン、前期繰越金(未処分繰越金【미처분이월금】(68条1項)・未処分利益剰余金【미처분이익잉여금】(67条2項))がプラス3億ウォンであれば、2億ウォンが剰余金処分の対象である(利益)剰余金である。

剰余金処分に際しては、組合員の直接的な経済的利益と組合の財務健全性という2つの要素を考慮して、内部留保と配当との間でバランスを取ることは非常に難しく、組合員間で争いになるおそれもある。このような点を考慮したのであろうか、処分対象である剰余金の20%以上を配当する旨が定款例に定められている(定款例148条3項)。もっとも組合経営を考慮して理事会が議決した場合には、上記20%という比率を下回ることも可能である旨の例外規定が置かれているため(同項)、法

24 内閣府行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会「規制・制度改革に関する分科会 第一次報告書(平成22年6月18日付け)」18頁。

25 わが組合における外部監査の制度設計に関する私見については、拙著・前掲注(21)、とりわけその第3章(139-194頁)参照。

26 より正確にいうと、税引後当期純利益【세금납부후 당기이월금】に前期繰越金を加算・減算した金額である。なお任意積立金のうち目的積立金について、その目的にしたがう取崩しが、わが国におけるように当期未処分剰余金の計算の段階でなされるのか、あるいは剰余金処分の段階でなされるのかは、法令集を含む手許文献で確認できなかった。

的効力としては緩やかである。

剰余金配当の順序は法定されており、①組合員の事業利用実績に対する配当（事業利用分量配当・利用高配当）、②定款の定める比率の限度以内でなす払込済出資金に対する配当（出資配当）、③準組合員の事業利用実績に対する配当の順である（68条3項）。

剰余金配当について、わが法と比べると以下の3点で異なる（日農協52条2項対照）。第一に、本来的な構成員とそうでない構成員との間で、配当の優先順位が法定されている点である。構成員の種類ごとに異なった取り扱いをするのであれば、組合員平等原則はそもそも問題にならないのであろう。あるいは本来的な構成員（組合員）でない準組合員は、組合員平等原則の射程外であるともいえそうである。

第二に、出資配当よりも事業利用分量配当が優先されている点である。2004年農業協同組合法改正前では、出資配当が事業利用分量配当よりも優先されていたが（同改正前68条3項）、組合員による事業利用を誘導するという趣旨で改正された²⁷。事業利用分量配当は、配当という形式で行われるが、実際には事後的な価格修正（値引き）の意味を有し、協同組合による組合員助成に最も相応しい配当基準である。それゆえ事業利用分量配当を出資配当よりも優先させることには頷ける。もっとも事業利用分量配当が優先するといっても、事業利用分量配当を少なくし、出資配当を多くするという配当の仕方も農業協同組合法上は可能である。しかし事業利用分量配当の優先を実質的にも担保すべく定款例では、上記①～③を合計した配当総額の20%以上を事業利用分量配当にしなければならない旨が定められている（定款例148条1項）。

第三に、出資配当の上限が完全に定款自治に任されている点である。資本団体化を防止するという観点からは、法定の最高限度額を設けていない点については疑問がないわけではない。定款例によると出資配当率は、組合の1年満期定期預金【예탁금】の決算時における年平均金利に2%を加えた範囲内で定められ、最高で年率10%である（定款例148条2項）。

終わりに

本稿では、これまで議論の俎上に載せられることがほとんどなかった韓国農業協同組合法の「今」について紹介しつつ、ささやかな考察をした。具体的には、主として第1次組織を取り上げ、わが法を比較の視座に置いたとき特徴的であると思わ

27 흥행남, 前掲注(17), 700쪽.

れる制度設計に焦点を絞った。韓国農業協同組合法は、少なくとも伝統的にはわが法の「娘法」という位置付けが許されるほど、わが法と類似していた。もちろん現在でも、わが法との類似性を——機能的比較に止まらず——制度的比較が可能なほど残しながらも、独自の発展を遂げていることを本稿での考察を通じて垣間見ることができたであろう。

わが国では今世紀に入り、政府部内に設置される諸会議、とりわけ内閣府内に設置されている行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会（あるいはその前身である規制改革会議、規制改革・民間開放推進会議、総合規制改革会議）が、農業協同組合法・農協系統のあり方に対して継続的に関心を寄せている。例えば准組合員、員外取引、外部監査、組合からの信用・共済事業の分離といった事項に対してである。このうち前3者については本稿で取り上げたように韓国でも、これらに相当する制度が存在し、わが組合の制度設計のあり方を考える上で示唆的である。信用・共済事業の分離は、別稿（注(3)拙稿②）で取り上げたように、韓国では2011年法改正の主たる内容である。もちろん中央会あるいは組合からの信用・共済事業の分離であるのかという点について、彼我では差異があるものの、わが組合の制度設計のあり方を考えていく上でやはり示唆に富むであろう。

本稿は、冒頭（「はじめに」）で記した問題意識に正面から応えるまでには遠く及ばないが、隣国法のあるがままの理解に止まらず、わが法の今後のあり方を考えていく上で裨益するところもあろう。上記問題意識を持ちながら、引き続き韓国農業協同組合法について研究をしていきたい。

（平成23年9月30日脱稿）

（法令名略語）

*法令名を示さずに記した条文は、韓国農業協同組合法の条文を表す。

令 韓国農業協同組合法施行令
商 韓国商法
民 韓国民法
日農協 日本農業協同組合法
日会社 日本会社法